

様式第 2 号

昭和地区において、人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

昭和町公告第 2 号

令和 4 年 1 月 2 5 日

昭和町長 塩澤 浩

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

昭和地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 1 月 2 0 日

3 今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数

法人 4 経営体（うち認定農業者 3 経営体）

個人 8 経営体（うち認定農業者 5 経営体、認定新規就農者 1 経営体）

○ 農地の集積面積

1 4 . 9 8 h a （区域内の農地面積 1 9 1 . 1 4 h a 、集積率 7 . 8 %）

4 今後の地域農業の在り方

農業後継者が確保されない場合は、農業経営は廃業となり農地の荒廃が予想される。そのような状況に陥らない為に、既存農家の家族・新規就農者の育成や営農組織の法人化によって、農業後継者を確保することが必要である。

また、離農や農業経営規模を縮小する農家の農地を「地域の中心となる経営体や耕作可能な農家」に預けることにより、農地の荒廃を防ぐことも必要である。

以上の対策により昭和町の農村風景を保全する。しかしながら、都市開発の影響により、今後農地の減少も懸念されることから、担い手への集約・確保を進める必要もある。

また、収益性の高い施設野菜の作付けを推奨するとともに、交通至便で集客性の高い地域の強みを生かした観光農園を推奨するなど、高付加価値化を図る。